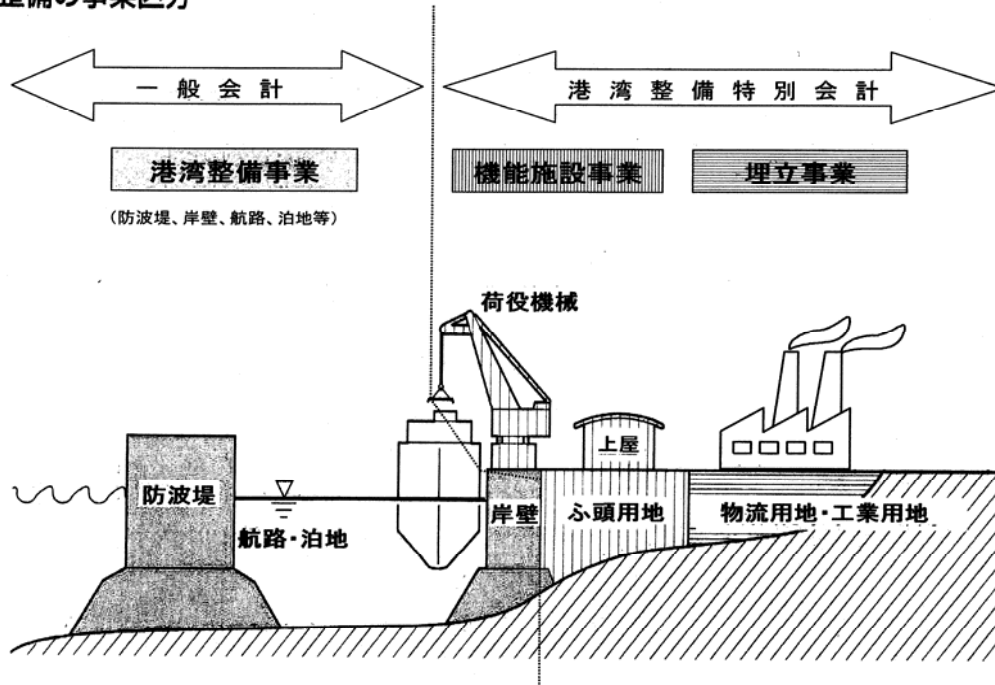


## 資料1 「港湾整備特別会計とは」

### ■港湾整備の事業区分



#### (1) 一般会計

国庫補助金、使用料、地方債等の特定財源と税等の一般財源により、港湾における岸壁等の基本施設の整備・維持管理、廃棄物処分場整備、港の振興・PRなどを実施している。

#### (2) 港湾整備特別会計

一般会計で整備した航路や岸壁等の施設の背後を整備することで、港湾全体の機能を高めていくもので、「機能施設事業」と「埋立事業」で構成され、両事業で、港湾整備特別会計全体の収支をとっている。

##### ア 機能施設事業

荷さばき地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から使用料を徴収し、維持管理を行っている。

##### イ 埋立事業

新門司や響灘地区等を埋め立てて、分譲地等を造成し、企業等に売却しており、この土地売却収入等によって整備費を償還している。